

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月26日
【会社名】	株式会社トランヴィア
【英訳名】	Toranvia Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 小坂 友康 代表取締役社長 福島 嘉章
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目12番14号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社東邦システムサイエンス 取締役経営管理本部長 砂賀 昌代 株式会社ランドコンピュータ 取締役経営管理本部長 奥野 文俊
【最寄りの連絡場所】	株式会社東邦システムサイエンス 東京都文京区小石川一丁目12番14号 株式会社ランドコンピュータ 東京都港区芝浦四丁目13番23号
【電話番号】	株式会社東邦システムサイエンス 03(3868)6060 株式会社ランドコンピュータ 03(5232)3046(直通)
【事務連絡者氏名】	株式会社東邦システムサイエンス 取締役経営管理本部長 砂賀 昌代 株式会社ランドコンピュータ 取締役経営管理本部長 奥野 文俊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	14,373,389,490円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社東邦システムサイエンス(以下「TSS」といいます。)及び株式会社ランドコンピュータ(以下「R&D」といいます、TSSとR&Dを総称して「両社」といいます。)の2025年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。
(注)	本届出書提出日現在において、株式会社トランヴィアは未設立であり、2026年4月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	39,975,987株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社トランヴィア（以下「当社」といいます。）における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注)4

(注)1 普通株式は、2025年11月13日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、2026年1月16日に開催予定の両社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

2 T S Sの発行済株式総数20,798,988株（2025年9月30日時点）、R & Dの発行済株式総数17,967,900株（2025年9月30日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合（具体的には、下記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等 (2) 株式移転計画の内容」に記載した株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）第13条をご参照下さい。以下同じです。）、両社協議の上、変更することがあります。

3 両社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場申請を行う予定です。

4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1、2

(注)1 普通株式は、本株式移転により当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における両社の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、T S Sの普通株式1株に対して1.27株、R & Dの普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本金組入額の総額を発行数で除した額となります。なお、上記割り当てられる株式の割合は、株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。発行価額の総額は、本届出書提出日現在において未確定ですが、両社の2025年3月31日における株主資本の額（簿価）を合算した金額は、14,373,389,490円であり、発行価額の総額のうち2,000,000千円が資本金に組み入れられます。

2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所有価証券上場規程第2条第(73)号及び第208条）により2026年4月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、東京証券取引所有価証券上場規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、上記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、上記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所プライム市場への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(1) 本株式移転の目的

本株式移転の背景

TSSは、1971年6月に東邦生命保険相互会社の情報子会社として設立以来、金融分野を中心にシステム開発や運用サービスを提供してきました。情報化社会の一翼を担う企業として、生命保険・損害保険・銀行・証券等の金融関係のシステムを基軸としながら、通信・放送といった社会インフラを支えるシステムにもソリューションの提供範囲を拡げ、事業展開を図ってまいりました。

R&Dは、1971年1月の設立以来、独立系システムインテグレータとして、金融、製造、流通、公共等の幅広い分野のお客様に向けてシステム開発を中心としたITソリューションを提供してきました。基幹系システムの開発からクラウド・パッケージ導入支援、ITインフラ構築に至るまで総合的なサービスを展開し、確かな技術力でお客様の事業基盤を支え、社会の情報化と産業の発展に貢献してまいりました。

両社が属する情報サービス業界においては、人材不足に伴う業務効率化や生産性向上を目的としたシステム・ソフトウェアの刷新やクラウド化等、デジタル技術を活用したビジネスプロセスやビジネスモデルの変革を行うDX（デジタルトランスフォーメーション）を中心に、企業の投資意欲は高い状態にあります。更に、生成AI等の新たな技術の活用による業務効率化を推進する動きがみられております。また、「標的型攻撃」に代表されるサイバー攻撃による被害が増加し、情報セキュリティ対策の重要性も一層高まっており、今後も市場規模の拡大が見込まれております。

このような環境のもと、TSSでは、長期経営ビジョン「TSS Economic Vision500」と「中期経営計画2027」を策定し、社会のDX化を加速させるとともに、既存事業の成長と収益性の向上、新規事業の創出による新たな成長分野の確立を図ることで、確かなる事業成長を目指してまいりました。

また、R&Dグループにおいても、2024年3月期を期初とした「新中期経営計画（VISION2025）」の達成に向けて、引き続き積極的なM&Aの推進、業務提携先との連携強化、DXビジネス推進、人材育成への投資と得意分野の強化、既存SI分野の更なる売上拡大、資本政策・株主還元に取り組み、更なる企業価値の向上を目指してまいりました。

しかしながら、市場規模が急速に拡大する中でも、AI等の新技術による代替リスク、大企業の規模拡大による競争激化は、両社にとって持続的な企業価値の向上への懸念材料となっております。そのため、両社は自社の課題を補いながら、更なる成長を実現するための施策をそれぞれ模索してきました。

かかる状況の中、TSSは、金融、製造、流通、公共等の幅広い分野の顧客に向けてサービスを提供するR&Dとの協業は、非金融領域の強化を目指すTSSにとって企業価値の向上に資すると考え、2024年8月、R&Dに対し、両社間で業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を行い、共同営業・共同開発を推進していくことについて、両社で協議を行うことを提案しました。当該提案を受け、R&Dとしても、生命保険・損害保険領域において豊富な業務知見と実績を有するTSSとの協業は、より高度な業務知見の蓄積と開発力の向上につながると考え、本業務提携の協議を開始いたしました。その後、両社間では今後の更なる企業価値の向上を実現するために、他社との提携を含めた各種施策を個々にも検討、実施してまいりました。当該過程において、両社は、それぞれが置かれている事業・競争環境や目指すべき戦略の方向性について共有、理解を深めていく中で、両社間における事業上のシナジーの可能性について複数回の協議を経て、2024年9月30日、両社は、本業務提携に係る業務提携契約を締結しました。

その後、TSSは、本業務提携を通じ、R&Dと共同営業・共同開発を推進する中で一定の効果は確認できたものの、TSSの更なる企業価値の向上を実現するためには、両社の事業・技術・人的資源を統合し、プラットフォームの構築と販売基盤の相互活用を通じて開発力と収益性を高める必要があると考え、2025年5月、R&Dに対し、本株式移転による経営統合を提案するに至りました。R&Dとしても、本業務提携を通じて両社の事業領域と顧客基盤の相互補完性が確認されたことに加え、共同での開発・営業活動を通じて人的リソース、技術力、データ資産及び営業チャネルの拡充効果が明確になり、TSSとの間で更なるシナジーが見込めると考えていたことから、本株式移転による経営統合について、本格的な検討を行うことを決定いたしました。その後、両社間で本格的に協議を重ねる中で、両社が互いの強みと課題を補完する関係性であることを再確認し、本株式移転による経営統合により、両社がそれぞれ保有する強みを最大限発揮することで、下記「本株式移転の目的及び見込まれるシナジー」に記載の大きなシナジーが見込まれ、急速に拡大する市場環境の変化に柔軟に対応し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現することができるとの共通認識を持つに至り、2025年11月13日付で、両社が対等の精神に則り、本経営統合を行うことを決定いたしました。

本株式移転の目的及び見込まれるシナジー

両社は、本株式移転により、以下のシナジーの発現を図り、両社の経営リソースを統合し有効に活用することで、両社の情報サービス業界における独自ポジションの確立、企業価値の向上を目指します。

ア 顧客基盤と事業ポートフォリオの拡充

T S S は生命保険・損害保険分野における豊富な業務知見と大規模システム開発の実績を有し、安定した受注基盤を築いております。一方で、R & Dは、金融、製造、流通、公共等の幅広い分野におけるパッケージベースのシステムインテグレーションを強みとしており、2010年以降にはパッケージベースS Iサービスを立ち上げ、現在では売上高30%以上に成長しております。両社はノウハウだけでなく保有する顧客基盤もそれぞれ異なることから、本経営統合により両社の顧客基盤や知見を相互活用することで、クロスセル・アップセルの機会を拡大していきます。また、より広範な領域をカバーし、多様な業界ニーズに柔軟に対応する体制の構築を目指します。加えて、営業ネットワークや案件獲得チャネルを相互に補完することで、これまで十分にアプローチできなかった領域への提案機会を拡大させ、顧客層の多様化とより一層の安定的な収益基盤の確立を目指してまいります。

イ 新規サービスの創出・プロジェクトの効率化

本業務提携を通じて、両社は生成A I等の先端分野や新規事業分野での技術共有、並びにプロジェクト監視手法、ソフトウェア品質管理手法の共有により、新たなサービスの創出とプロジェクトの効率化・品質向上を目指してきました。本経営統合により、これらの取り組みを一層加速させるとともに、技術連携の恒常化とスケールアップを実現することにより、両社の属する情報サービス業界において、競争優位性を確立することを目指してまいります。

ウ 人財・組織体制の強化

本経営統合により両社のエンジニアやプロジェクトマネージャーの相互交流を加速させることで、組織全体のスキル向上と人財育成のスピードを向上させることが可能となります。また、本経営統合後は、より多様な活躍の機会を両社の社員に提供できるようになることから、社員のエンゲージメントの向上にもつながると考えております。両社は、若手人財からシニア層までを対象とする一貫した人財育成制度の確立に向けて連携を図るとともに、両社が有するマネジメントノウハウを相互に活用・融合することで、組織運営の効率化及びガバナンスの一層の強化を推進してまいります。

エ コスト効率化と経営基盤の強化

本経営統合により両社の開発、営業、及びコーポレート管理領域における社内外のリソースの共有と配分により、業務プロセスの効率化と重複投資・運用コストの最適化を実現します。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

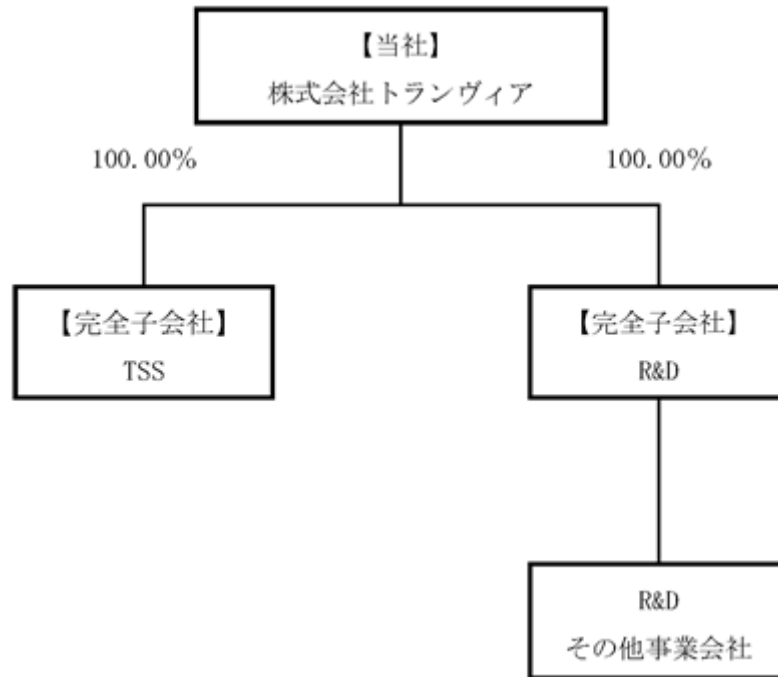
提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社トランヴィア (英文表示 : Toranvia Co.,Ltd.)	
(2) 事業内容	子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業	
(3) 本店所在地	東京都文京区小石川一丁目12番14号	
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役会長	小坂 友康
	代表取締役社長	福島 嘉章
	取締役	笹沼 一寿
	取締役	砂賀 昌代
	取締役	石井 孝典
	取締役	山村 敬一
	取締役	弘長 勇
	取締役	奥野 文俊
	取締役	森田 宏之
	取締役	植村 明
	取締役	秋田 一郎
	取締役	木村 ひろみ
	監査役	田邊 直樹
	監査役	工藤 克彦
	監査役	廣瀬 利彦
	<p>(注) 1 森田宏之氏、植村明氏、秋田一郎氏及び木村ひろみ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役となる予定であります。また、当社は、森田宏之氏、植村明氏、秋田一郎氏及び木村ひろみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。</p> <p>(注) 2 森田宏之氏及び植村明氏は、現在T S Sの社外取締役に就任しておりますが、本株式移転の効力発生日の前日(2026年3月31日)をもって、T S Sの社外取締役に辞任し、本株式移転の効力発生日(2026年4月1日)付で当社の社外取締役に就任する予定であります。</p> <p>(注) 3 秋田一郎氏及び木村ひろみ氏は、現在R & Dの社外取締役に就任しておりますが、本株式移転の効力発生日の前日(2026年3月31日)をもって、R & Dの社外取締役に辞任し、本株式移転の効力発生日(2026年4月1日)付で当社の社外取締役に就任する予定であります。</p>	
(5) 資本金	2,000百万円	
(6) 純資産(連結)	未定	
(7) 総資産(連結)	未定	
(8) 決算期	3月31日	

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、両社の状況は以下のとおりです。



両社は、両社の株主総会による承認を得られることを前提として、2026年4月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社) 株式会社東邦システムサイエンス	東京都 文京区	526	1. ソフトウェアの開発 金融系・通信系を中核とした受注ソフトウェア開発 2. 情報システムサービスコンピュータ運用管理業務等	100.0	2(予定)	未定
(連結子会社) 株式会社ランドコンピュータ	東京都 港区	460	システムインテグレーション インフラソリューション パッケージソリューション クラウドソリューション	100.0	4(予定)	未定

(注) 1 両社は、それぞれ有価証券報告書の提出会社です。

2 両社は、当社の特定子会社に該当する予定です。

3 本株式移転に伴う当社設立日（2026年4月1日）をもって、両社は当社の株式移転完全子会社となるため、両社の普通株式は2026年3月30日をもって上場廃止となる予定です。

4 本株式移転に伴う当社設立日（2026年4月1日）における両社の役員は未定であることから、役員の兼任については、当社役員就任予定者のうち、本届出書提出日現在の両社役員との兼任予定について記載しております。

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、両社は、当社の完全子会社となる予定です。当社の完全子会社となる両社の最近事業年度末日（2025年3月31日）時点の状況は、以下のとおりです。

TSSの概要

() 事業内容

TSSの事業内容につきましては、下記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) TSS」をご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合		関係内容
				所有割合（％）	被所有割合（％）	
(その他の関係会社) 株式会社光通信	東京都豊島区	54,259百万円	法人サービス、個人サービス、取次販売		20.6 (20.6)	

- (注) 1 株式会社光通信はT S Sの議決権を所有しておりませんが、共同保有者である株式会社UH Partners3、株式会社UH Partners2、光通信株式会社、株式会社エスアイエル及び株式会社エヌオーアイの親会社であることから、実質的な影響力を有していると認められるため、その他の関係会社としております。
- 2 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（内書）は間接所有であります。
- 3 有価証券報告書の提出会社であります。

R & Dの概要

() 事業内容

R & Dグループの事業内容につきましては、下記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) R & D」をご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合		関係内容
				所有割合（％）	被所有割合（％）	
(連結子会社) 株式会社インフリー	東京都港区	15,000千円	S A P 導入コンサルティング・Add-ON開発、WEBシステム開発	100		営業取引による一部仕入 役員兼任等...あり
(連結子会社) 株式会社テクニゲート	東京都港区	260,000千円	会計パッケージシステム開発・販売	95.7		営業取引による一部仕入 役員兼任等...あり

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社はありません。
- 2 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、両社は当社の完全子会社となる予定です。上記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社となる両社との役員の兼任関係は、上記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社と当社の完全子会社となる両社との取引関係は、未定です。当社の完全子会社となる両社とその関係会社の取引関係は、上記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の概要

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年4月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2025年11月13日の両社取締役会において作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しています。

本株式移転計画に基づき、T S Sの普通株式1株に対して当社の普通株式1.27株を、R & Dの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年1月16日に開催される予定の両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次のとおりです。

株式移転計画書（写し）

株式会社東邦システムサイエンス（以下「甲」という。）及び株式会社ランドコンピュータ（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社を取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1．新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、株式会社トランヴィアとし、英文ではToranzia Co.,Ltd.と表示する。

(3) 本店所在地

新会社の本店の所在地は東京都文京区とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

2．前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名、設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1．新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役（代表取締役会長に選定予定）：小坂 友康

設立時取締役（代表取締役社長に選定予定）：福島 嘉章

設立時取締役：笹沼 一寿

設立時取締役：砂賀 昌代

設立時取締役：石井 孝典

設立時取締役：山村 敬一

設立時取締役：弘長 勇

設立時取締役：奥野 文俊

設立時社外取締役：森田 宏之

設立時社外取締役：植村 明

設立時社外取締役：秋田 一郎

設立時社外取締役：木村 ひろみ

2．新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

設立時監査役：田邊 直樹

設立時社外監査役：工藤 克彦

設立時社外監査役：廣瀬 利彦

3．新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、（ ）甲が基準時に発行している普通株式数の合計に1.27を乗じた数、及び（ ）乙が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1.27株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。）第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 20億円
- (2) 資本準備金の額 5億円
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2026年1月16日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2026年1月16日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所のプライム市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり20円を上限として、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり25円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり19円を上限として、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり19円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第10条（自己株式の取扱い）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

- 1．甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつそれぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行うものとする。
- 2．甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

（以下余白）

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月13日

甲：東京都文京区小石川一丁目12番14号
株式会社東邦システムサイエンス
代表取締役社長 小坂 友康

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月13日

乙：東京都港区芝浦四丁目13番23号
株式会社ランドコンピュータ
代表取締役社長 福島 嘉章

定款

第1章 総則

第1条(商号)

当社は、株式会社トランヴィアと称し、英文ではToranvia Co.,Ltd.と表示する。

第2条(目的)

当社は、次の事業を営む会社(外国会社を含む。)及び組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他の事業体の株式又は持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 各種ソフトウェアに関するコンサルティング、企画、設計、開発並びに各種ソフトウェア販売及び運用、保守管理
- (2) コンピューターシステム及び周辺機器・関連用品の販売、レンタル
- (3) ITインフラ・ネットワーク環境の企画、設計、構築、導入及び運用、保守管理
- (4) クラウドサービス等のインターネットアプリケーションに関するコンサルティング、企画、設計、構築、導入及び運用、保守管理
- (5) IT機器やシステムを活用したデータ処理、情報検索、調査・分析業務の受託
- (6) 業務のIT化・DX(デジタルトランスフォーメーション)推進に関するコンサルティング
- (7) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (8) 上記に付帯する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当社は、本店を東京都文京区に置く。

第4条(公告方法)

1. 当社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

第6条(自己株式の取得)

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条(単元株式数)

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条(単元未満株主の権利制限)

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条(株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（基準日）

1. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第13条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第14条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第16条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当社の取締役は、16名以内とする。

第20条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長を1名、取締役社長を1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 取締役会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役との責任限定契約）

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会**第31条（監査役及び監査役会の設置）**

当社は、監査役及び監査役会を置く。

第32条（監査役の員数）

当社の監査役は、6名以内とする。

第33条（監査役の選任）

- 1．監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（監査役の任期）

- 1．監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第36条（監査役会の招集通知）

- 1．監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 2．監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第37条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第39条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第41条（監査役との責任限定契約）

当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人**第42条（会計監査人の設置）**

当社は、会計監査人を置く。

第43条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第44条（会計監査人の任期）

- 1．会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第46条（会計監査人との責任限定契約）

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

第47条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第48条（剰余金の配当等）

1. 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
2. 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

第49条（配当の除斥期間）

1. 剰余金の配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

第8章 附則

第50条（最初の取締役及び監査役の報酬等）

1. 第29条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の株主総会終結の時までの期間の当社の取締役の金銭報酬に関する報酬等の総額は、年額500百万円以内とする。
2. 前項の金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内とする。

対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(1)ないし(4)の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

また、対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

- (1) 譲渡制限付株式には、譲渡制限付株式 型と譲渡制限付株式 型の2種類があるものとし、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、その種類に応じて以下に定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。
 - ・譲渡制限付株式 型：20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間
 - ・譲渡制限付株式 型：3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間

- (2) 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 第40条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の株主総会終結の時までの期間の監査役報酬等の総額は、年額50百万円以内とする。

第51条（最初の事業年度における中間配当等）

当社は、取締役会の決議によって、2026年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第52条（附則の削除）

本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって自動的に削除するものとする。

4【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	T S S	R & D
株式移転比率	1.27	1

(注) 1 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

T S Sの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.27株を、R & Dの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

なお、当社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、T S S又はR & Dの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注) 2 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式：39,975,987株

上記はT S Sの2025年9月30日時点における発行済株式総数（20,798,988株）及びR & Dの2025年9月30日時点における発行済株式総数（17,967,900株）に基づいて記載しております。但し、両社は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、T S Sが2025年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式3,457,396株及びR & Dが2025年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式15,734株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。

(注) 3 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、両社の株主の皆様へ割り当てられる当社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、T S Sの株式を79株以上、又はR & Dの株式を100株以上保有する等して、本株式移転により当社の株式の単元である100株以上の当社の株式の割当てを受けるT S S又はR & Dの株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

割当ての内容及び理由

両社は、上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）の算定にあたり、本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、T S SはS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）を、R & Dは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

T S Sは、下記「公正性を担保するための措置」の「ア 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるS M B C日興証券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「公正性を担保するための措置」の「イ 独立した法律事務所からの助言」に記載の中村・角田・松本法律事務所からの法的助言、並びにT S S及びそのアドバイザーがR & Dに対して実施した各種デュー・デリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「(1) 株式移転比率」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転はT S S株主の皆様利益に資するものとの判断に至りました。

R & Dは、下記「公正性を担保するための措置」の「ア 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「公正性を担保するための措置」の「イ 独立した法律事務所からの助言」に記載の森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの法的助言、並びにR & D及びそのアドバイザーがT S Sに対して実施した各種デュー・デリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「(1) 株式移転比率」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転はR & D株主の皆様利益に資するものとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・デリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務状況、株価動向、将来

の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「(1) 株式移転比率」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2025年11月13日に開催された各社取締役会において、本経営統合契約の締結について決議の上、本経営統合契約を締結するとともに本株式移転計画を共同で作成いたしました。

算定に関する事項

ア 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

S M B C日興証券及び野村證券のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本株式移転に係るS M B C日興証券及び野村證券の報酬には、本株式移転の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式移転の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれております。

イ 算定の概要

S M B C日興証券は、本株式移転比率について、両社の株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法を、両社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためD C F法をそれぞれ採用して算定を行いました。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、R & Dの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、T S Sの普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.17～1.43
類似上場会社比較法	1.03～1.35
D C F法	0.83～1.43

市場株価法については、2025年11月12日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値（円未満四捨五入）を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

S M B C日興証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、S M B C日興証券がD C F法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、S M B C日興証券がD C F法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのT S Sの事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれておりません。また、S M B C日興証券がD C F法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのR & Dの事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期においては、2024年3月期末から2025年3月期第1四半期に発生した大規模不採算プロジェクトが2025年3月末で終了し、損失発生要因が解消されたことを主因とし、2026年3月期は前事業年度比で大幅な営業利益、EBITDAの増加（それぞれ前事業年比39%増加、36%増加）及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加（前事業年比36%増加）を見込んでおります。

野村證券は、本株式移転比率について、両社の株式がともに東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、両社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、D C F法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、R & Dの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、T S Sの普通株式1株に割り当てる当社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	1.16～1.43
類似会社比較法	0.84～1.27
D C F 法	1.18～1.34

なお、市場株価平均法については、2025年11月12日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2025年11月6日から算定基準日までの5営業日の株価終値単純平均、2025年10月14日から算定基準日までの1ヶ月間の株価終値単純平均、2025年8月13日から算定基準日までの3ヶ月間の株価終値単純平均、2025年5月13日から算定基準日までの6ヶ月間の株価終値単純平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証等は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っていません。野村證券の株式移転比率の算定は、2025年11月12日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、R & Dの財務予測その他将来に関する情報については、R & Dの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、T S Sの財務予測その他将来に関する情報については、R & Dの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券がD C F法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がD C F法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのR & Dの事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期においては、2024年3月期末から2025年3月期第1四半期に発生した大規模不採算プロジェクトが2025年3月末で終了し、損失発生要因が解消されたことを主因とし、2026年3月期は前事業年度比で大幅な営業利益、EBITDAの増加（それぞれ前事業年比39%増加、36%増加）及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加（前事業年比134%増加）を見込んでおります。また、野村證券がD C F法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までのT S Sの事業計画については、前事業年度比で大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれておりません。

当社の上場申請に関する事項

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は、当社の設立登記日である2026年4月1日を予定しております。

また、両社は本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の株式の上場に先立ち、2026年3月30日に両社の株式は東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、当社の株式の上場が承認された場合には、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された当社の株式を取引することができます。

なお、当社の株式上場日及び両社の株式の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

公正性を担保するための措置

両社は、本株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために下記の措置を講じております。

ア 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

T S Sは、本株式移転比率の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券より、2025年11月12日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。株式移転比率算定書の概要は、上記「算定に関する事項」をご参照ください。また、T S Sは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるS M B C日興証券の分析及び助言を参考としてR & Dと交渉・協議を行い、上記「(1) 株式移転比率」に記載の本株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年11月13日開催の取締役会において決議いたしました。なお、T S SはS M B C日興証券から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、R & Dは、本株式移転比率の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である野村證券より、2025年11月12日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。株式移転比率算定書の概要は、上記「算定に関する事項」をご参照ください。また、R & Dは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券の分析及び助言を参考としてT S Sと交渉・協議を行い、上記「(1) 株式移転比率」に記載の本株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年11月13日開催の取締役会

において決議いたしました。なお、R & Dは野村證券から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

イ 独立した法律事務所からの助言

T S Sは、本株式移転の法務アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会における意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

他方、R & Dは、本株式移転の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会における意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所及び森・濱田松本法律事務所は、いずれも両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しておりません。

利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、両社の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

5【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

当社の定款には、「当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。」旨の定めが置かれる予定です。これに対して、T S Sの定款には同様の定めがありません。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

T S S又はR & Dの株主が、その有するT S Sの普通株式又はR & Dの普通株式につき、T S S又はR & Dに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月16日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれT S S又はR & Dに対し通知し、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し（ただし、かかる通知及び臨時株主総会における反対を要するのは、上記臨時株主総会において議決権を行使することができるT S S又はR & Dの株主に限ります。）、かつ、T S S及びR & Dが上記臨時株主総会の決議の日（2026年1月16日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行い、同法第155条第3項に従い当該株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をする必要があります。

議決権の行使の方法について

T S S

T S Sの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月16日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、T S Sの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、T S Sに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、T S Sに2026年1月15日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って、2026年1月15日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、2026年1月14日までに、TSSに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、TSSは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

R & D

R & Dの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年1月16日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、R & Dの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、R & Dに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、R & Dに2026年1月15日午後6時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト（<https://www.soukai-portal.net>）にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って、2026年1月15日午後6時までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、2026年1月14日までに、R & Dに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、R & Dは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における両社の株主に割り当てられます。両社の株主は、自己のTSS又はR & Dの普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

両社は、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、TSSにおいてはR & Dの、R & DにおいてはTSSの最終事業年度に係る計算書類等の内容、TSSにおいてはR & Dの、R & DにおいてはTSSの最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、両社の本店に2025年12月26日よりそれぞれ備え置く予定です。その他に、上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日（2026年4月1日を予定）までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

は、2025年11月13日開催の両社の取締役会において承認された株式移転計画です。は、上記株式移転計画に定める株式移転比率並びに当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、TSS又はR & Dの2025年3月期の計算書類等に関する書類です。は、TSS又はR & Dの2025年3月期の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響の内容を説明した書類です。は、上記 から の書面の備置開始後、本株式移転効力発生日（2026年4月1日を予定）までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面です。

これらの書類は、両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

本経営統合契約書及び本株式移転計画承認取締役会（両社）	2025年11月13日
本経営統合契約書締結及び本株式移転計画作成（両社）	2025年11月13日

臨時株主総会基準日公告（両社）	2025年11月14日
臨時株主総会基準日（両社）	2025年11月28日
本株式移転計画承認臨時株主総会（両社）	2026年1月16日（予定）
上場廃止日（両社）	2026年3月30日（予定）
当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）	2026年4月1日（予定）
当社株式新規上場日	2026年4月1日（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法
株式について

T S S又はR & Dの株主が、その有するT S Sの普通株式又はR & Dの普通株式につき、T S S又はR & Dに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年1月16日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれT S S又はR & Dに対し通知し、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し（ただし、かかる通知及び臨時株主総会における反対を要するのは、上記臨時株主総会において議決権を行使することができるT S S又はR & Dの株主に限ります。）、かつ、T S S及びR & Dが上記臨時株主総会の決議の日（2026年1月16日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行い、同法第155条第3項に従い当該株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をする必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

両社は、本届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

第2【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありますが、T S Sの最近事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」と、R & Dの最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」とを合算すると、以下のとおりとなります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、上記の主要な経営指標以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の判断を誤らせるおそれがあることから、合算は行っていません。

売上高（百万円）	31,073
経常利益（百万円）	3,090
（親会社株主に帰属する）当期純利益（百万円）	2,218

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるTSSの最近会計年度に係る主要な経営指標等及びR&Dの最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、以下のとおりであります。

(1) TSS

主要な経営指標等の推移

経営指標等の推移

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	12,189,086	14,211,055	15,446,315	16,280,472	17,342,598
経常利益 (千円)	1,085,671	1,337,297	1,522,151	1,583,414	1,627,234
当期純利益 (千円)	748,514	942,733	1,116,619	1,082,065	1,194,944
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	526,584	526,584	526,584	526,584	526,584
発行済株式総数 (株)	13,865,992	13,865,992	20,798,988	20,798,988	20,798,988
純資産額 (千円)	7,579,119	8,122,803	8,773,699	9,365,684	8,820,852
総資産額 (千円)	11,383,663	12,131,513	12,813,045	13,477,096	12,975,071
1株当たり純資産額 (円)	627.90	670.96	481.52	513.18	509.15
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	35.00 (10.00)	30.00 (15.00)	40.00 (20.00)	40.00 (20.00)	45.00 (20.00)
1株当たり当期純利益 (円)	61.84	77.95	61.36	59.32	65.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	66.6	67.0	68.5	69.5	68.0
自己資本利益率 (%)	10.2	12.0	13.2	11.9	13.1
株価収益率 (倍)	15.6	11.8	12.4	20.8	18.9
配当性向 (%)	56.6	38.5	43.5	67.4	68.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	984,459	942,616	1,189,452	1,252,252	1,361,035
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	29,450	39,966	68,350	17,477	23,312
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	364,113	482,010	424,212	615,904	1,918,621
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	8,000,659	8,421,299	9,118,188	9,737,059	9,156,161
従業員数 (名)	541	552	572	614	633
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	164.8 (142.1)	240.4 (145.0)	451.2 (153.4)	1,090.6 (216.8)	771.3 (213.4)
最高株価 (円)	1,030	1,362	1,179	1,440 (1,427)	1,803
最低株価 (円)	767	856	862	1,071 (960)	1,176

(注) 1 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

3 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。なお、2024年3月期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

4 2021年3月期の1株当たり配当額35.00円には、50周年記念配当額10.00円を含んでおります。

- 5 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第51期の期首から適用しており、第51期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 6 2023年9月1日付けで普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 7 2023年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式1.5株の割合で株式分割を行っておりますが、第52期の1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）については、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

(2) R & D

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	-	9,596,440	11,578,940	13,732,744	13,730,729
経常利益 (千円)	-	879,643	1,238,200	1,743,967	1,463,371
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	627,206	772,096	1,233,862	1,023,309
包括利益 (千円)	-	594,740	772,555	1,277,381	992,771
純資産額 (千円)	-	4,366,651	4,865,729	5,773,857	5,994,685
総資産額 (千円)	-	6,500,080	7,502,777	8,712,866	8,348,284
1株当たり純資産額 (円)	-	243.23	270.17	320.55	332.75
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	34.93	43.00	68.73	57.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	67.18	64.65	66.05	71.55
自己資本利益率 (%)	-	15.10	16.75	23.27	17.45
株価収益率 (倍)	-	12.57	12.53	12.63	11.89
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	793,730	981,624	1,125,062	829,675
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	106,579	644,367	122,089	9,289
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	170,842	286,553	369,252	771,943
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	2,883,562	2,934,265	3,567,986	3,616,429
従業員数 (人)	-	515	550	560	563

(注) 1 第52期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2 潜在株式調整後の1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

4 R & Dは2021年10月1日付で普通株式1株につき1.5株の株式分割、及び2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第52期の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という）等を第52期連結会計年度の期首から適用しており、第51期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。なお、2022年改正会計基準については、第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）については、第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

**第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約
(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】**

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

上記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

2025年11月13日 両社は、両社の株主総会の承認を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において本株式移転計画の作成及び本経営統合契約書の締結を決議いたしました。

2026年1月16日（予定） T S Sは、その臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。

2026年1月16日（予定） R & Dは、その臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。

2026年4月1日（予定） 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。

なお、当社の完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（T S Sについては2025年6月24日提出、R & Dについては2025年6月25日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（2025年3月31日）時点（但し、当該日よりも後の時点の事実関係であることを注記により明記した記載についてはその時点）における事業の内容は以下のとおりです。

(1) T S S

T S Sは、ソフトウェア開発、コンピュータ運用管理等を主な内容とする事業を行っております。

T S Sの事業内容及び当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

区分	事業の内容
ソフトウェア開発	保険・証券・銀行など金融系ユーザ及び通信業向けを中心としたソフトウェア開発業務を行っております。
情報システムサービス等	ユーザのコンピュータの運用管理業務等を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



(2) R & D

R & Dグループは、企業経営とICT（ 1 ）が融合し、その重要性和技術革新のスピードが増し続ける情報サービス産業において、「システムインテグレーション・サービス」、「パッケージベースS I ・サービス」及び「インフラソリューション・サービス」の3つのサービスを通じて、顧客の経営に直結するシステム課題を解決する「システムソリューションサービス」を行うシステムインテグレータ（ 2 ）であります。

R & Dグループの事業はシステムソリューションサービス及びこれらの付随業務の単一セグメントであります。が、事業領域をサービスライン別に区分した概要及びR & Dの特徴は、下記のとおりであります。

(1) サービスラインの概況

システムインテグレーション・サービス

システムインテグレーション・サービスはR & Dの事業の中核となるサービスであり、金融業（銀行・保険・証券・クレジットカード）、産業・流通業、公共分野、医療分野等の幅広い分野において、顧客であるエンドユーザや国内メーカー、大手システムインテグレータからの受託開発を中心に行っております。R & Dグループは企画立案、システム構築、システム運用の工程を全て手掛けており、トータルでサービスを顧客へ提供できることが特徴です。

まず企画立案においては、経営及び情報技術の視点から顧客の基幹業務システムに関するコンサルティング、顧客の業務の効率化や顧客に提供するサービスの向上につながる課題解決の提案、そしてシステム構築に向けて実装すべき機能や満たすべき性能などを明確にするための要件定義を行います。その後、システム構築においては、システム機能の確定やユーザインターフェースを決定する基本設計、システム機能の各内部処理を詳細化する詳細設計を行い、プログラム等の製造に取り掛かります。製造後は各プログラムの連携を確認する結合テスト、システム全体機能や性能を確認するシステムテストを行います。最後にシステム運用テスト（受入テスト）において、製造された製品が顧客要求を満たしているかを確認し納品に至ります。その後も製品が正常に稼働する為に継続的に保守、システム運用を行っております。

パッケージベースS I ・サービス

R & Dグループは、成長分野の柱としてシステム・パッケージベンダ（ 3 ）とアライアンスを組み、場合によってはパッケージの提供を受け、顧客へソフトウェアパッケージ製品（Salesforce、SuperStream、S A P、COMPANY等）の導入支援、カスタマイズ、アドオン開発、保守、運用までを行い、トータルサービスを提供していくパッケージベースS I ・サービスを展開しております。

特に2010年4月よりスタートした、株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するクラウドコンピューティング（ 4 ）の営業支援・顧客管理システムの導入支援、カスタマイズ、アドオン開発を行うサービスを中心に拡大しております。

インフラソリューション・サービス

インフラソリューション・サービスは、顧客のITシステム基盤となるサーバ等ハードウェアの導入やネットワークの構築、データベース、アプリケーション基盤等のシステムインフラを構築するとともに、その後の運用や保守までの一連のサービスを提供し、また、システム基盤の有効活用の観点から仮想化（ 5 ）技術にも対応したサービスを提供しております。

一般企業、大学等の教育機関、病院、官公庁等さまざまな顧客のそれぞれのITシステムインフラ環境を調査、分析した上で顧客のニーズに適したインフラソリューション・サービスを提供しております。

R & Dグループではネットワーク構築等のインフラソリューション・サービスに加えて、システムインテグレーション・サービスを組み合わせたトータルサービスをエンドユーザや国内メーカー、大手システムインテグレータのニーズに応じて提供するワン・ストップ・ソリューションも展開しております。

(2) 協力会社との連携

システムソリューションサービスにおいて、特に金融業や公共分野の顧客においては、概して大規模な基幹業務システムとなるため、大手ハードウェア機器の製造から販売、システム導入まで一貫して手掛ける国内メーカーや大手システムインテグレータ各社と連携して顧客へサービスを展開しております。その中で、大規模システムの構築にかかる顧客ニーズに柔軟に答えるようR & Dの社員のみならず、R & Dと協力会社が連携して、一体となって大型プロジェクトに参入しております。R & Dグループでは、協力会社のシステムエンジニアがR & Dと一体になるようコアパートナー制度を導入し、認定された協力会社とは安定的・継続的発注、教育研修機会の提供、定例会の開催等を実施し、長期的な協力関係の構築を推進しており、大型プロジェクトに参入しやすい環境を整えております。

(3) クオリティ確保のための取り組み

業務関連資格の習得について

R & Dグループは、50年以上にわたり顧客と一体となって基幹業務システムを中心に受託開発を行ってきましたが、R & Dグループではシステム開発技術の習得に加え、顧客のそれぞれの業種、業務に関する知識と経験を基にして、基幹業務システムに関するコンサルティング、課題解決に向けた提案、システム化企画、設計、開発、保守、運用までをトータルに提供してきております。顧客の事業フィールドに立ち、顧客と同じ目線でシステムソリューションサービスを提供するために、例えば銀行業界・証券業界においては銀行業務検定や証券外務員資格を取得するなど、顧客の各業務関連資格の取得に取り組んでおります。

顧客の業種に応じたR & Dのシステムエンジニアの特徴（取り組みの例）は以下のとおりであります。

業種別	システムエンジニアの特徴（取り組みの例）
金融／銀行・証券・保険	各種銀行業務検定試験の合格、証券外務員の資格を取得し、顧客である預金業務、融資業務等銀行の視点でサービスを提供
金融／クレジットカード	クレジットカード業界の社員向けの業務研修を受講し、顧客の視点でサービスを提供
産業・流通	・販売士の資格を取得し、百貨店の顧客の視点でサービスを提供 ・ネットワーク関連技術に関する各種資格を取得し、顧客の業種に応じた視点でサービスを提供
医療	診療情報管理士及び医療情報技師の資格を取得し、顧客である病院の医師、看護師等の視点でサービスを提供
その他業種	プロジェクトマネジメントに関する国際資格であるプロジェクトマネジメント・プロフェッショナル（PMP）等の資格を取得し、顧客の業種に応じた視点でサービスを提供

システム品質確保について

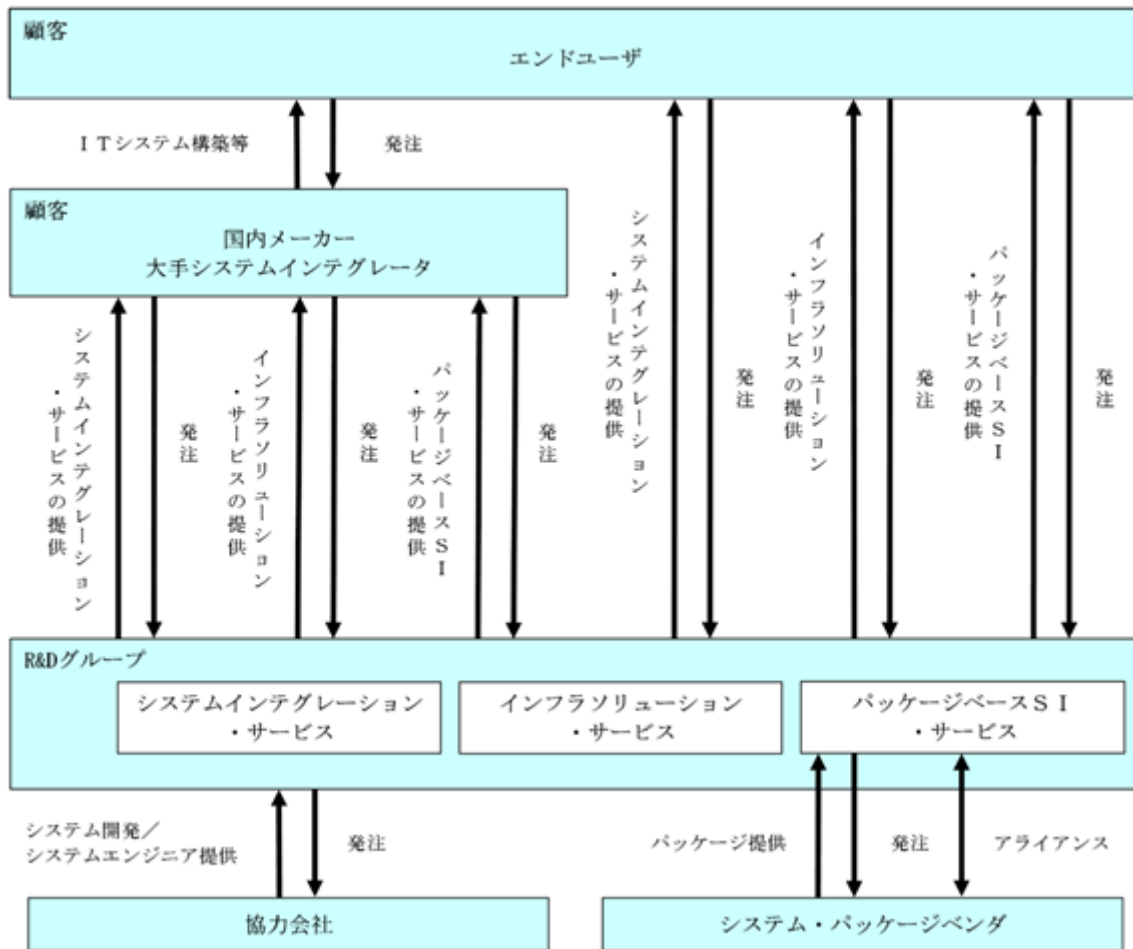
システム開発においては開発規模の大型化と顧客の要求の高度化、オープン化の進展によるシステムの複雑化が進み、開発の難易度がますます増大しており、納期厳守と高い品質の確保が要求されております。

R & Dグループでは高いシステム品質を確保するために、企画立案の工程からの設計品質の作り込み、製造工程での製造品質の作り込み、テスト工程での品質確認の充実などを図って、顧客の品質期待に応えるシステム開発を推進しております。また、品質改善推進部を設置し、品質確保プロセスの標準化やプロジェクト品質監視を図り、顧客から要求された納期厳守と品質改善／品質確保に努めております。

- (1) ICT (Information and Communication Technology) とは「情報通信技術」の略であり、IT (Information Technology) とほぼ同義の意味を持ちますが、従来のITの意味するコンピュータ技術に加えて、それを使ったコミュニケーションを強調した表現であります。
- (2) システムインテグレータとは、企業情報システム構築において、顧客企業の業務内容を分析し、情報システムの企画・立案、基本設計、プログラムの製造、ハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、完成したシステムの保守・運用までの一連の業務を請け負う事業者のことを言います。
- (3) システム・パッケージベンダとは、特定の業種や業務で汎用的に使用可能なソフトウェアパッケージ製品を開発、販売する事業者のことを言います。
- (4) クラウドコンピューティングとは、従来のように独自のサーバやパソコン内に保存するデータやアプリケーションソフトウェアを使用するのではなく、インターネットを介して「サービス」として利用するものであります。
- (5) 仮想化とは、プロセッサやメモリ、ディスク、通信回線など、コンピュータシステムを構成する資源及び、それらの組み合わせを、物理的構成に抛らず柔軟に分割したり統合したりすることです。1台のサーバコンピュータをあたかも複数台のコンピュータであるかのように論理的に分割し、それぞれに別のOSやアプリケーションソフトを動作させる「サーバ仮想化」や、複数のディスクをあたかも1台のディスクであるかのように扱い、大容量のデータを一括して保存したり耐障害性を高めたりする「ストレージ仮想化」などの技術があります。

〔事業系統図〕

R & Dグループの主要なサービスライン別に、R & Dと顧客等との関連を系統図で示すと以下のとおりです。



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両社のそれぞれの関係会社の状況につきましては、上記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（2025年3月31日）における従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

T S S

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
633	36.9	13.0	6,409

セグメントの名称	従業員数（人）
ソフトウェア開発	564
情報システムサービス等	15
共通	54
合計	633

- (注) 1 従業員数は、契約社員（23名）及びパート社員（3名）を含んでおり、他社への出向者（1名）は含んでおりません。
- 2 共通として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属している人員であります。

R & D

連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
システムソリューションサービス	563
合計	563

- (注) 1 従業員は就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 2 システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

R & Dの状況

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
514	40.7	10.8	5,480

R & Dはシステムソリューションサービス及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	従業員数（人）
事業部門	447
全社（共通部門）	67
合計	514

- (注) 1 従業員は就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる両社の本届出書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

T S S

T S Sの労働組合は、東邦システムサイエンス労働組合と称し、2025年3月31日現在の組合員数は507名であり、労使関係は安定しております。

R & D

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（2025年3月31日）における管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

T S S

最終事業年度					
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2		労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
10.9	75.0	-	81.1	81.7	18.3

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

R & D

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
6.8	20.0	79.0	81.8	62.2	-

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、両社の有価証券報告書（TSSにおいては2025年6月24日提出、R&Dにおいては2025年6月25日提出）及び半期報告書（TSSにおいては2025年11月14日提出、R&Dにおいては2025年11月13日提出）をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社のサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、両社の有価証券報告書（TSSにおいては2025年6月24日提出、R&Dにおいては2025年6月25日提出）をご参照ください。

3【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）の経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は2026年4月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) TSSの事業等のリスク

TSSの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

人財の採用、育成、働きがいの創出

「人財」はTSSの成長の源泉であります。「人財」の採用、育成、及び働きがいの創出をすることにより、競争力の高い企業になることができます。将来何らかの不測の事態によりこの循環が途切れた場合には、TSSの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、「人財育成基本方針」を定め、人財、組織、そして企業が持続可能な成長をしていく仕組みを作っております。また、人財開発本部を設置し人財の資質、経験等の活用を推進するとともに、人事制度改革においては、評価基準や報酬制度を見直し、若年層の活躍を推進し、人財の活きる働き方・環境を創出してまいります。

情報セキュリティ（サイバーセキュリティ）による影響

TSSは、事業活動において、各種データを処理・蓄積するため、またはビジネスプロセスを管理するため、様々なシステムやネットワークを利用しております。これらのシステムやネットワークは、安全対策が施されているものの、サイバーセキュリティに関連する様々なリスクに直面しており、その対策が弱い場合、サイバー攻撃や不正アクセスによる情報漏洩、データ改ざん・消失・利用不能、システム停止等を引き起こす可能性があります。

このような事態が起きた場合、業務の中断や機密データの漏洩、法的請求、訴訟、賠償責任、罰金の支払い義務等が発生する可能性があります。その結果、TSSの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー、ブランドイメージに悪影響を及ぼす可能性があります。

TSSは、これらのサイバーセキュリティ関連のリスクに対して、適切なセキュリティ対策を講じるための体制を整えて、定期的なセキュリティ評価、継続的な改善活動や教育・啓蒙活動を行うことで、リスクの最小化と情報資産の保護を図っております。しかしながら、サイバーセキュリティに関する脅威は常に進化しているため、新たなリスクに対応するためにも取り組みを継続及びレベルアップしていくことによりリスクの軽減を図っております。

大規模災害等の発生による影響

大規模災害等が発生した場合、社員やパートナー技術者への人的な被害、社内システム等の停止及び社内サーバに保管されているデータの消失等により、TSSの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、「地震災害応急対策計画」を定め、人的な被害を軽減させるための施策として年2回の安否確認訓練を実施しております。またBCP（Business Continuity Plan）の定期的な見直しに取り組んでおります。その他社内システムについては、人給・会計・プロジェクト管理等基幹システムをクラウド化しております。その他の重要なサーバは、社外のデータセンターへの移行を開始しており、将来的には仮想化技術を活用し、本社罹災時においても事業継続可能な体制へと取り組んでおります。

システム開発の品質の確保と仕損防止体制

TSSでは、ISO9001規格に適合した品質管理システムによりシステム開発を実施しておりますが、システム開発において機能は複雑化、顧客要望は高度化しており、完成までには仕様変更や機能追加等も加わり、TSSの想定以上の追加費用が発生し仕損となることがあります。また顧客納入後であっても、契約不適合責任等により想定外の費用が発生することがあります。これらの費用が発生することによりTSSの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、DX開発推進センターについてはDX関連開発や持ち帰り開発のプロジェクトにおけるナレッジの蓄積と共有を行い、リスクの逡減と同時に人材育成に対応してまいります。またプロジェクト革新室については、継続して商談検討会や見積検討会の実施、週次・月次でのモニタリングにより品質の確保及び仕損防止に取り組んでまいります。

主要分野である金融ソリューションの動向について

TSSは、生命保険会社の関連会社として設立した経緯から、金融業界を主要分野として営業活動を実施しております。また、金融業務知識とIT技術の融合によりシステム開発の経験値及びノウハウを蓄積して、他社との差別化を図ってまいりました。その結果、2025年3月期における金融ソリューションの売上高は、総売上高の70%超となっております。このため金融業界におけるIT投資の動向により、TSSの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、中期経営計画においては、金融ソリューションは維持拡大しながら、DX対応が活況な非金融ソリューションの案件獲得を積極的に推し進め、事業ポートフォリオを変革することでリスクの軽減を図ってまいります。

人月ビジネスからの脱却

クラウド化の進展によりソフトウェアは「作る」から「使う」へとサービスシフトしており、その契約形態もサブスクリプション型がより注目されるようになってきております。このような流れは、将来ソフトウェア開発における人月ビジネス型の受託開発工数の低減につながり、TSSの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、TSSはボラティリティの高い労働集約型の受託開発だけでなく、安定的に収益を確保できるビジネスモデルを構築するとともに、自社プロダクトの活用や国内外の先進プロダクトとの融合ソリューション等によるサービス提供型ビジネスの創出を図ってまいります。

情報管理等について

システム開発の業務遂行にあたり、TSSの社員及びパートナー技術者が顧客企業もしくはその委託元である企業の機密情報や個人情報等にアクセスできる環境で作業する場合があります。機密情報、個人情報及び特定個人情報等の取扱いについては規則を定め、情報管理に関する教育等を実施しております。また定期的に開催しておりますセキュリティ委員会で、情報管理等に関する運用状況をモニタリングしております。しかしながら、予期せぬ事態により個人情報や機密情報が万一漏洩、あるいは不正使用された場合には、損害賠償責任や社会的信用の失墜等に繋がり、TSSの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、2007年1月にプライバシーマーク、2016年6月にはISO27001を取得しております。社内の取り組みとして部署別に年度セキュリティの目標管理を実施し、四半期ごとにセキュリティ委員会にてモニタリングすることによりセキュリティ意識の向上に努めております。

M & A、資本提携について

T S Sは事業基盤の拡大、また中期経営計画の重点事項であるDX領域への進出、サービス提供型ビジネスの創出のため、M & A及び資本業務提携を推進事項としております。M & A及び資本業務提携により想定した収益性やシナジー効果が得られない場合、また当初想定し得ない債務等が発生した場合はT S Sの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、社内で収益性やシナジー効果の分析を十分に検討し、社外の税務・財務・法務等の専門機関と十分協議し、リスクの低減に努めます。

知的財産権について

システム開発の業務遂行にあたり、ソフトウェア著作権を始めとする多くの知的財産権を利用しております。T S Sでは業務上必要となる知的財産権の確保や第三者の権利侵害について、十分な啓蒙活動を行っておりますが、ライセンスの取得、維持等が適正に行われなかったり、第三者の権利を侵害する場合、多額の費用負担が生じたり、損害賠償責任が生じることによりT S Sの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。またT S Sが推進するサービス提供型ビジネスにおいて、予期せぬ知的財産権の侵害等により損害賠償責任や事業の拡大の停止などにより、T S Sの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、常に知的財産権の取扱いに注意し、新規ビジネスにあたっては専門機関と連携してリスクの低減に努めます。

退職給付費用及び債務について

T S Sの従業員に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づき算出されております。したがって、経済環境等の変動により計算の前提となる割引率や平均残存勤務期間等の条件に変更が生じた場合には、T S Sの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、各種前提条件のモニタリングのほか、T S Sに有益となるリスクヘッジ手法の情報収集等を実施してまいります。

特定顧客への依存度について

2025年3月期における株式会社野村総合研究所の販売実績は、総販売実績に対し27%となっており、長年顧客別販売実績順位1位を継続しております。このため、同社の事業方針、経営状況及びパートナー施策等に変化が生じた場合、T S Sの経営成績や財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、政策保有株式として同社株式の保有、戦略的パートナーシップ契約の締結のほか、最重要顧客として営業活動を実施し関係の維持、強化に努めております。また、中期経営計画を推進しT S S全体の売上規模を拡大し、相対的に同社への依存度を下げることにより、リスクの軽減を図ってまいります。

(3) R & Dの事業等のリスク

R & Dグループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があると考えられる主なものとしては、以下の内容が挙げられます。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、以下に開示しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本書提出日現在においてR & Dが判断したものであります。

景気変動によるリスク

R & Dグループが提供するシステムソリューションサービスは、景気の影響を受けやすい傾向にあります。顧客企業における、景気悪化にともなう設備投資の縮小や製品開発の遅れ、事業縮小、システム開発の内製化等により、R & Dが提供するサービス領域が縮小される可能性があります。

したがって、国内設備投資動向が悪化した場合及びR & Dの顧客が属する事業分野の市況が悪化した場合等には、R & Dグループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

プロジェクト管理に関するリスク

システム開発においては、開発規模の大型化と顧客の要求の高度化、オープン化の進展によるシステムの複雑化が進み、開発の難易度がますます増大しております。さらには、顧客に提供するサービスや構築システムは、社会的にも重要性が高く、納期厳守と高い品質の確保が要求されることにより、テスト段階以降のシステムエンジニアの負担が増加するケースが多く、時間の超過や健康問題につながる可能性があります。

これらに対し、R & Dグループでは品質改善推進部（ ）が、顧客との契約のあり方を見直すとともに、商談発生時からプロジェクトの進行監視を通じてリスク管理を行っておりますが、不採算プロジェクトが発生した場合には、R & Dの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

（ ）品質改善推進部は、プロジェクトの品質管理とプロセスの標準化を推進しております。

顧客情報等漏洩のリスク

R & Dグループは、顧客の情報システムの構築、保守並びに運用にあたり、個人や顧客情報を含んだ情報資産を取り扱っております。また、コンピュータウイルスや不正アクセス等のサイバー攻撃により、セキュリティ事故やシステム障害が発生する可能性が高まっています。R & Dグループでは、このような情報資産の漏洩、紛失、破壊のリスクを回避するために、様々な対策を講じております。情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得やプライバシーマークの認定取得はもとより、各部門担当者と管理者で構成される情報セキュリティ推進委員会を設置し、従業員教育、各種ソフトウェアの監視、情報資産へのアクセス証跡の記録など各種の情報セキュリティ対策を講じ、情報セキュリティ運営委員会にて、個人情報を含む重要な情報資産の管理を実施し、情報漏洩のリスクの回避を図っております。

しかし、万が一にも、R & Dグループ又はその協力会社（外注先）より情報の漏洩が発生した場合は、顧客からの損害賠償請求やR & Dグループの信用失墜等により、R & Dグループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

クラウドコンピューティングへの新たな取り組みに関するリスク

クラウドコンピューティング市場は今後も成長が見込まれますが、クラウドコンピューティングは、ITの効率化を促進し、顧客のIT支出削減を押し進めることから、既存ITサービス市場の縮小を引き起こす可能性があります。

R & Dグループでは、既存ITサービス市場をマーケットとしたシステムインテグレーション・サービスの競争力強化に向けて技術者の育成とR & Dの得意分野における専門性の強化に取り組むと同時に、2011年3月期よりサービスを開始したクラウドコンピューティングサービスにおいても取引拡大を図り確実な競争力を持つべく注力しておりますが、これらへの対応が計画どおりに進まない場合は、R & Dグループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

特定顧客依存に関するリスク

R & Dグループの売上高は、大口顧客である富士通株式会社からの売上高が2025年3月期において25.8%（富士通株式会社グループ全体では31.6%）を占めております。当該顧客は、外部環境等を考慮して営業政策を決定しており、これらの環境が大きく変動した場合、その営業政策を変更する場合があります。R & Dとしましては、富士通株式会社グループのコアパートナーとしての連携強化に加えて、取引顧客基盤の一層の拡大等に努めておりますが、営業政策の変更により、R & Dグループの受注が大幅に減少した場合や受注条件が大幅に悪化した場合には、R & Dグループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

人材確保に関するリスク

R & Dグループの成長と利益は、人材に大きく依存します。従いまして、優秀な技術者やシステムエンジニア、管理者等、必要とする人材を採用、育成することはR & Dグループにとって重要であり、これに対して積極的な新卒採用やキャリア採用の促進及び研修制度の充実、さらにはコアコンピテンシーの強化等各施策を実施しておりますが、このような人材を採用又は育成することができない場合、R & Dグループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

ビジネスパートナー依存に関するリスク

生産性向上及び外部企業の持つ専門性の高いノウハウ活用等のため、システム開発を外部委託することがあります。R & Dグループにおきましても、システム開発における一部のプログラム作成業務を協力会社（外注先）に委託し、協力会社に所属するビジネスパートナーと協業しております。

協力会社への委託は、顧客要請への迅速な対応を実現し、受注の機会損失を防ぐことを目的としており、R & Dグループの受注拡大にはビジネスパートナーの確保及び良好な取引関係の維持が必要不可欠であります。

協力会社との関係をより強固なものにするためにコアパートナー制度等の各施策を実施しておりますが、2024年3月期におけるR & Dグループの製造費用に占める外注費の割合は63.8%となっており、協力会社との取引関係はR & Dグループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

低付加価値分野でのオフショア開発の浸透によるリスク

顧客のシステム投資においては、顧客が付加価値の低い従来型の開発分野及び開発工程においては、一層の価格の引き下げを求める動きが強まっており、今後、差別化のされない付加価値の低い従来型の開発分野及び開発工程においては、オフショア開発への移行が増大すると予想されます。

R & Dグループでは、価格競争に左右されにくい安定した経営基盤を確立するため、R & Dグループが得意とする分野における専門性の強化と、最新技術への対応を継続して実施しており、顧客にとって付加価値の高いサービスを提供できる体制の強化に注力しておりますが、このような体制強化が計画どおりに進まない場合は、R & Dグループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

業績の季節変動について

R & Dグループが提供するシステムソリューションサービスは、顧客のシステム投資予算並びに新製品開発予算の対象となる他、顧客企業の予算執行のタイミングや開発システムの工期との兼ね合いから、第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に売上計上が集中し営業利益が偏重する傾向があります。

なお、R & Dグループは納期管理を徹底しておりますが、顧客の都合等により検収時期が遅延し、計画通りに売上計上ができない場合があります。特に期末月の3月に予定されていた検収が翌期以降に遅れる場合には、当該期間での業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

	第54期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）						通期
	上半期			下半期			
	第1四半期	第2四半期		第3四半期	第4四半期		
売上高（千円）	2,844,328	3,621,142	6,465,470	3,363,606	3,903,667	7,267,274	13,732,744
構成比（％）	20.7	26.4	47.1	24.5	28.4	52.9	100.0
営業利益	238,626	523,021	761,648	428,513	539,822	968,335	1,729,984
構成比（％）	13.8	30.2	44.0	24.8	31.2	56.0	100.0

	第55期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）						通期
	上半期			下半期			
	第1四半期	第2四半期		第3四半期	第4四半期		
売上高（千円）	3,097,761	3,656,309	6,754,070	3,145,271	3,831,387	6,976,658	13,730,729
構成比（％）	22.6	26.6	49.2	22.9	27.9	50.8	100.0
営業利益	109,079	370,188	479,267	386,244	568,294	954,538	1,433,806
構成比（％）	7.6	25.8	33.4	26.9	39.6	66.6	100.0

法的規制について

R & Dグループでは顧客先に社員を派遣してシステム開発等を行う場合があります。

R & Dグループは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」を遵守し、労働者派遣事業者として監督官庁への必要な届出を行っております。

R & Dグループは上記の他法令等を遵守しておりますが、法的規制の変更があった場合、法令に違反した場合等、R & Dが的確に対応できなかった場合には、R & Dグループの事業活動が制限されるとともに、社会的な信用の失墜によりR & Dグループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

R & Dグループが行うシステム開発等において、他社の所有する著作権及び特許権を侵害しないように十分に啓蒙活動を行い、常に注意を払って事業展開しておりますが、R & Dグループの認識の範囲外で他社の所有する著作権及び特許権を侵害する可能性があります。このように、第三者の知的財産権を侵害してしまった場合、多額の費用負担が生じたり、損害賠償請求を受けるなど、R & Dグループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

自然災害等に関するリスク

地震や風水害等の自然災害、火災等の事故、大規模なシステム障害、紛争・暴動・テロなどの人為的災害、感染症の流行など、外的な脅威が顕在化した際には、事務所・オフィスの確保、要員の確保、安全の確保等の観点から事業の継続に支障をきたす可能性があります。R & Dグループは、災害備蓄、安否確認システムの導入など事業継続のための体制整備を行っていますが、想定外の事態が発生した場合、R & Dグループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（TSSにおいては2025年6月24日提出、R & Dにおいては2025年6月25日提出）及び半期報告書（TSSにおいては2025年11月14日提出、R & Dにおいては2025年11月13日提出）をご参照ください。

5【重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書(T S S においては2025年6月24日提出、 R & Dにおいては2025年6月25日提出)及び半期報告書(T S S においては2025年11月14日提出、 R & Dにおいては2025年11月13日提出)をご参照ください。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、上記「**第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等**」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の研究開発活動については、両社の有価証券報告書(T S S においては2025年6月24日提出、 R & Dにおいては2025年6月25日提出)をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書(T S S においては2025年6月24日提出、 R & D においては2025年6月25日提出) をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書(T S S においては2025年6月24日提出、 R & D においては2025年6月25日提出) をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両社の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書(T S S においては2025年6月24日提出、 R & D においては2025年6月25日提出) をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2026年4月1日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,975,987 (注)1、2、3	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4
計	39,975,987		

(注)1 普通株式は、2025年11月13日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）、2026年1月16日に開催予定の両社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。

2 T S Sの発行済株式総数20,798,988株（2025年9月30日時点）、R & Dの発行済株式総数17,967,900株（2025年9月30日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。また、両社は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、T S Sが2025年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式3,457,396株及びR & Dが2025年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式15,734株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。

3 両社は、当社の普通株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場申請を行う予定です。

4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2026年4月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2026年4月1日	普通株式 39,975,987	普通株式 39,975,987	2,000	2,000	500	500

(注) T S S の発行済株式総数20,798,988株(2025年9月30日時点)、R & D の発行済株式総数17,967,900株(2025年9月30日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。また、両社は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、T S S が2025年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式3,457,396株及びR & D が2025年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式15,734株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる両社の2025年9月30日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

T S S

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		10	20	105	20	86	19,637	19,878	
所有株式数 (単元)		11,262	1,220	25,776	805	107	167,987	207,157	83,288
所有株式数の割合(%)		5.436	0.588	12.442	0.388	0.051	81.091	100.00	

(注) 1 自己株式3,457,396株は、「個人その他」に34,573単元及び「単元未満株式の状況」に96株含めて記載しております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ41単元及び85株含まれております。

R & D

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	19	81	26	42	11,812	11,982	
所有株式数 (単元)		29	1,702	24,087	2,848	106	150,211	178,983	69,600
所有株式数の割合(%)		0.02	0.95	13.46	1.59	0.06	83.82	100.0	

(注) 自己株式15,734株は、「個人その他」に157単元、「単元未満株式の状況」に34株含まれております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において当社株式の所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる両社の2025年9月30日現在の議決権の状況は、以下のとおりです。

T S S

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,457,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,258,400	172,584	
単元未満株式	普通株式 83,288		
発行済株式総数	20,798,988		
総株主の議決権		172,584	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数41個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、T S S 所有の自己株式96株が含まれております。

R & D

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 15,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,882,600	178,826	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のないR & Dにおける標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 69,600		
発行済株式総数	17,967,900		
総株主の議決権		178,826	

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2026年4月1日時点において、当社の自己株式を保有していません。

なお、当社の完全子会社となる両社の2025年9月30日現在の自己株式については、以下のとおりです。

T S S

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東邦システムサイエンス	東京都文京区小石川一丁目12番14号	3,457,300		3,457,300	16.62
計		3,457,300		3,457,300	16.62

R & D

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ランドコンピュータ	東京都港区芝浦四丁目13番23号	15,700		15,700	0.09
計		15,700		15,700	0.09

(注) 2025年9月30日現在の自己保有株式は15,734株です。

2【自己株式の取得等の状況】**【株式の種類等】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により2026年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款に定める予定であります。

配当の決定機関につきましては、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定める予定です。なお、株主総会決議によって配当の決定を行うことを排除するものではありません。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2026年4月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定であり、本株式移転により当社の完全子会社となるTSS及びR&Dと同水準又はそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。

当社の完全子会社となるTSS及びR&Dのコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、TSSの有価証券報告書（2025年6月24日提出）及びR&Dの有価証券報告書（2025年6月25日提出）をご参照ください。

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関し、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守および社会規範に基づく健全な経営を徹底し、すべてのステークホルダーからの信頼を確保することを基本方針とします。企業利益と社会的責任の調和を図り、持続的な成長を通じて企業価値を高めることで、中長期的な株主価値の向上に貢献することを目指します。

この方針を実現するため、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を継続的に推進し、経営の透明性・公正性・効率性を確保します。具体的な取り組みは以下のとおりです。

・取締役会の機能強化

取締役会制度を厳格に運用し、取締役の自己規律を徹底することで、経営判断の質を高めます。また、社外取締役を適切に選任し、独立性を確保することで、経営監督機能を強化します。

・監査体制の充実

経営監視の客観性を確保するため、社外から専門性を有する監査役を招聘し、独立性を強化します。さらに、会計監査人との連携を通じて、財務報告の信頼性を確保します。

・監査役会の設置と常勤監査体制の整備

監査役会を設置し、常勤監査役による継続的な監査を実施することで、経営の透明性を確保し、ガバナンスの実効性を高めます。

当社は、これらの取り組みを通じて、健全で強靱な企業体制を構築し、持続的な成長と中長期的な株主価値の向上を目指します。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明性と公正性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備します。当社は、取締役会による意思決定機能と監査役会による監査機能を組み合わせた「監査役会設置会社」の形態を採用する予定です。

・取締役会

取締役会は、経営の基本方針や重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を担います。複数の社外取締役を選任し、独立性を確保することで、経営判断の客観性を高めます。

・監査役会

監査役会は、取締役の職務執行を監査し、経営の適法性を確保します。社外監査役を含む構成により、独立した監視機能を強化します。また、会計監査人との連携を通じて、財務報告の信頼性を担保します。

当社は、経営の適法性を確保することが中長期的な企業価値向上のための重要な前提であると考えています。取締役会から独立した監査役及び社外監査役が独任制に基づき監査をする監査役会設置会社の形態は、経営の適法性を確保するうえで最適であるとの判断から、この体制を採用する予定です。

イ) 取締役会

取締役会は、代表取締役会長小坂友康、代表取締役社長福島嘉章、取締役笹沼一寿、取締役砂賀昌代、取締役石井孝典、取締役山村敬一、取締役弘長勇、取締役奥野文俊、社外取締役森田宏之、社外取締役植村明、社外取締役秋田一郎及び社外取締役木村ひろみの12名で構成される予定です。取締役会は、法令・定款および取締役会規程に基づき、経営上の重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。定時取締役会は毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、迅速かつ適切な意思決定を行う体制を構築します。また、すべての監査役が取締役会に出席し、業務執行状況を直接監視できる仕組みを整備する予定です。

ロ) 監査役会

取締役会に対する独立した監査機能を確保し、経営の健全性と透明性を維持するため、監査役会を設置します。

監査役会は、監査役田邊直樹、社外監査役工藤克彦及び社外監査役廣瀬利彦の3名で構成される予定です。監査役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を招集することで、監査の実効性を確保します。監査役は、監査役会で定めた監査方針および業務分担に基づき、取締役会や重要な社内会議に出席し、取締役からの報告や資料の閲覧を通じて業務執行状況を監査します。また、年度監査計画を策定し、その計画に沿って監査を実施することで、計画的かつ継続的な監査を行います。

さらに、監査の質を高めるため、会計監査人および内部監査部門と連携し、法令遵守、企業倫理の確保、健全な経営体制の維持に努めます。

ハ) 指名・報酬諮問委員会

取締役会の独立性と透明性を高め、経営陣の人事および報酬に関する意思決定の公正性を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置する予定です。本委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役の選任・解任に関する方針や役員報酬の決定方針等について審議し、取締役会に答申を行います。

指名・報酬諮問委員会の構成員は本書提出日時点において未定ですが、委員長は社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成することで、独立性を確保し、取締役会における人事・報酬決定の透明性と客観性を担保する体制を整えます。

企業統治に関するその他の事項

イ) 内部統制システムの整備の状況

当社の完全子会社となるTSS及びR&Dでは、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、取締役会において決議した内容に基づき、業務の適正を確保する内部統制システムの整備を継続的に推し進めております。当社は、当社の完全子会社となるTSS及びR&Dと同水準又はそれ以上の内部統制システムを整備し業務の適正を確保していく予定であります。

ロ) リスク管理体制の整備の状況

当社の完全子会社となるTSS及びR&Dでは、「リスク管理規程」を定め、ビジネス上のリスクを識別し総合的にリスクをコントロールしております。当社は、当社の完全子会社となるTSS及びR&Dと同水準又はそれ以上の内部統制システムを整備し業務の適正を確保していく予定であります。

ハ) 提出会社のグループの業務の適正を確保するための体制整備の状況

グループ会社の取締役等に対し、事業運営に関わる報告等については、適宜当社の取締役及び監査役に報告を行う体制を整える予定であります。

取締役の定数

当社の取締役は16名以内とする旨を定款に定める予定であります。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。また、当該決議につきまして、累積投票によらない旨を定款に定める予定であります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

ロ) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款で定める予定です。なお、当社の最初の事業年度においては、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって2026年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。いずれも、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定です。

(2)【役員の状況】

役員一覧

2026年4月1日就任予定の当社の役員は、以下のとおりです。

男性13名 女性2名（役員のうち女性の比率13.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するTSSの株式数(株) (2) 所有するR&Dの株式数(株) (3) 割り当てられる当社の株式数(株)
代表取締役会長	小坂 友康	1966年1月22日生	1989年4月 TSS入社 2007年4月 TSS IT推進部長 2010年4月 TSS 第五事業部長兼IT推進部長 2011年4月 TSS 執行役員第六事業部長兼ITソリューション三部長 2015年4月 TSS 常務執行役員第一統括事業部長 2016年4月 TSS 専務執行役員営業開発本部長 2016年6月 TSS 取締役 2018年4月 TSS 代表取締役社長執行役員(現任)	注3	(1) 160,338 (2) - (3) 203,629
代表取締役社長	福島 嘉章	1969年5月5日生	1995年4月 三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社 2010年3月 三井化学(上海)有限公司出向 電子情報・機能材営業部部長就任 2014年2月 R&D入社 同社 執行役員営業本部長 2014年6月 同社 取締役営業本部長 2016年4月 同社 取締役第一産業公共事業本部長 2017年4月 同社 取締役産業公共統括事業本部長 2018年4月 同社 常務取締役 2018年6月 同社 代表取締役社長(現任)	注3	(1) - (2) 2,073,100 (3) 2,073,100
取締役	笹沼 一寿	1970年9月26日生	1992年4月 TSS入社 2011年4月 TSS ITソリューション四部長 2016年4月 TSS 第三事業部長兼ITソリューション二部長 2017年4月 TSS 執行役員第三事業部長兼新技術調査室長 2018年4月 TSS 執行役員第四事業部長兼先端技術開発室長 2019年4月 TSS 執行役員プロジェクト革新室長 2020年4月 TSS 執行役員第六事業部長 2020年10月 TSS 執行役員営業開発本部副本部長兼第六事業部長 2021年4月 TSS 常務執行役員営業開発本部長 2022年6月 TSS 取締役(現任) 2025年4月 TSS 常務執行役員人財開発本部長(現任)	注3	(1) 41,663 (2) - (3) 52,912

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するTSSの株式数(株) (2) 所有するR&Dの株式数(株) (3) 割り当てられる当社の株式数(株)
取締役	砂賀 昌代	1970年1月4日生	1992年4月 TSS入社 2012年4月 TSS システムソリューション六部長 2018年4月 TSS 執行役員第二事業部長 2023年4月 TSS 執行役員管理本部長 2023年6月 TSS 取締役(現任) 2024年4月 TSS 常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 2025年4月 TSS 常務執行役員経営管理本部長(現任)	注3	(1) 23,028 (2) - (3) 29,245
取締役	石井 孝典	1977年5月19日生	2002年4月 TSS入社 2017年4月 TSS 事業開発室長 2022年4月 TSS 第四事業部長 2024年4月 TSS 執行役員営業部長 2025年4月 TSS 常務執行役員営業開発本部長兼営業部長 2025年10月 TSS 常務執行役員営業開発本部長 2025年12月 TSS 常務執行役員営業開発本部長兼第五事業部長(現任)	注3	(1) 22,778 (2) - (3) 28,928
取締役	山村 敬一	1957年11月5日生	1980年4月 富士通株式会社入社 2008年4月 株式会社富士通長野システムエンジニアリング(現富士通株式会社)取締役 2012年4月 株式会社富士通システムズ・イースト(現富士通株式会社) 2014年4月 執行役員ITソリューション本部EVP 2016年4月 株式会社富士通システムズ・イースト(現富士通株式会社) 執行役員ITソリューション本部長 2017年4月 富士通株式会社GSI部門 東日本BG ITソリューション本部長 2018年4月 富士通株式会社グローバルデリバリーグループ ITシステム事業本部長 2018年6月 R&D入社 同社 常務取締役管理本部長 2019年4月 同社 常務取締役 2019年6月 同社 取締役常務執行役員(現任) 2021年4月 株式会社インフリー 代表取締役社長(現任)	注3	(1) - (2) 5,800 (3) 5,800
取締役	弘長 勇	1970年9月20日生	1995年4月 R&D入社 2007年10月 同社 サービスビジネス第一事業部長 2008年4月 同社 第一事業部長 2010年4月 同社 産業公共第一統括事業部長 2011年4月 同社 執行役員産業公共事業本部長 2012年4月 同社 執行役員ビジネスイノベーション事業本部長 2012年6月 同社 取締役執行役員ビジネスイノベーション事業本部長(現任) 2022年6月 株式会社テクニゲート 代表取締役社長(現任)	注3	(1) - (2) 79,590 (3) 79,590
取締役	奥野 文俊	1971年1月5日生	1994年4月 株式会社グリーンハウスフーズ入社 2006年5月 クラビット株式会社(現ブロードメディア株式会社)入社 2009年2月 R&D入社 2009年4月 同社 管理本部 経理財務部長 2015年4月 同社 執行役員管理本部経営管理統括部長 2019年4月 同社 執行役員経営管理本部長 2019年6月 同社 取締役執行役員経営管理本部長(現任) 2021年4月 株式会社インフリー 監査役(現任) 2022年4月 株式会社テクニゲート 監査役(現任)	注3	(1) - (2) 6,242 (3) 6,242

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するTSS の株式数(株) (2) 所有するR&D の株式数(株) (3) 割り当てられる 当社の株式数 (株)
取締役	森田 宏之	1958年7月16日生	1982年4月 新日本製鐵株式会社入社 1989年11月 新日鉄情報通信システム株式会社（現日鉄ソリューションズ株式会社）出向 2004年10月 同社 金融ソリューション事業部企画・マーケティング部長 2006年4月 同社 金融ソリューション事業部営業第三部長 2008年4月 同社 金融ソリューション事業本部情報系ソリューション事業部長 2012年6月 同社 取締役企画部長兼財務部長 2013年4月 同社 取締役産業・流通ソリューション事業本部流通・サービスソリューション事業部長 2015年6月 同社 取締役上席執行役員産業・流通ソリューション事業本部長 2016年4月 同社 取締役常務執行役員営業統括本部長 産業・流通ソリューション事業本部長 2019年4月 同社 代表取締役社長 2023年4月 同社 取締役相談役 2024年6月 同社 相談役 2024年6月 TSS 取締役（現任） 2024年6月 総合警備保障株式会社（現 ALSOK株式会社） 社外取締役（現任）	注3	(1) 110 (2) - (3) 139
取締役	植村 明	1954年9月19日生	1978年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社（現 株式会社日立ソリューションズ）入社 2008年4月 同社 執行役産業システム事業部長 2009年4月 同社 執行役通信・産業システム事業部長 2010年4月 日本証券テクノロジー株式会社 副社長執行役員 2010年5月 同社 代表取締役社長 2019年6月 同社 顧問 2020年6月 株式会社東光高岳 取締役（現任） 2025年6月 TSS 取締役（現任）	注3	(1) - (2) - (3) -
取締役	秋田 一郎	1966年6月2日生	2001年7月 東京都議会議員当選 2003年10月 財政委員会副委員長 2006年10月 公営企業委員会委員長 2007年4月 都市整備委員会委員長 2013年7月 東京都議会自由民主党 幹事長代行 2014年10月 警察・消防委員会委員長 2015年3月 オリンピック・パラリンピック推進対策特別委員会理事 2015年6月 R&D 取締役（現任） 2015年8月 東京都議会自由民主党 政務調査会長 2017年7月 東京都議会議員四期目当選 2017年8月 東京都議会自由民主党幹事長	注3	(1) - (2) - (3) -
取締役	木村 ひろみ	1959年12月4日生	1982年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入行 1985年4月 リテイル情報システム株式会社入社 1986年10月 株式会社ニーズウェル入社 2002年10月 同社 経営企画室長 2011年4月 同社 内部監査室長 2013年12月 同社 取締役経営管理企画室長 2020年12月 同社 取締役執行役員・CC室担当 2022年3月 同社 退職 2022年4月 ペネトレイト・オブ・リミット株式会社 監査役 2023年6月 R&D 取締役（現任）	注3	(1) - (2) 300 (3) 300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するTSSの株式数(株) (2) 所有するR&Dの株式数(株) (3) 割り当てられる当社の株式数(株)
監査役	田邊 直樹	1962年9月5日生	1986年4月 TSS入社 2010年4月 TSS 総務部長 2014年4月 TSS 執行役員管理本部副本部長兼人事部長 2016年4月 TSS 執行役員管理本部兼人事部長 2017年4月 TSS 常務執行役員管理本部兼人事部長 2018年4月 TSS 常務執行役員管理本部兼人事部長 2018年6月 TSS 取締役 2023年4月 TSS 常務執行役員管理本部管掌 2023年6月 TSS 常勤監査役(現任)	注4	(1) 114,275 (2) - (3) 145,129
監査役	工藤 克彦	1953年5月16日生	1976年4月 三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)入社 2004年4月 中央三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) システム企画部長 2005年7月 同社 執行役員システム企画部長 2009年6月 同社 常務執行役員システム企画部長 2011年7月 中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社(現 三井住友トラスト・システム&サービス株式会社) 取締役社長 2012年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(現 三井住友トラストグループ株式会社) 常務執行役員 2013年4月 同社 専務執行役員兼三井住友信託銀行株式会社 取締役専務執行役員 2018年6月 エンカレッジ・テクノロジー株式会社 社外取締役 2021年6月 同社 取締役(監査等委員)(現任) 2025年6月 TSS 監査役(現任)	注4	(1) - (2) - (3) -
監査役	廣瀬 利彦	1961年6月12日生	1984年4月 富士通株式会社入社 2016年4月 同社 金融システム事業本部長代理 2018年4月 株式会社滋賀富士通ソフトウェア(現 富士通株式会社) 代表取締役社長 2020年4月 富士通株式会社 金融システム事業本部長代理 2021年4月 同社 デジタルソリューション事業本部 エグゼクティブディレクター 2022年8月 同社 退職 2023年6月 R&D 監査役(現任)	注4	(1) - (2) - (3) -
計					(1) 362,192 (2) 2,165,032 (3) 2,625,014

- (注) 1 森田宏之氏、植村明氏、秋田一郎氏及び木村ひろみ氏は、社外取締役であります。
- 2 工藤克彦氏及び廣瀬利彦氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、当社の設立日である2026年4月1日から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 監査役の任期は、当社の設立日である2026年4月1日から2030年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 所有するTSSの株式数及びR&Dの株式数は、2025年3月31日現在の所有状況に基づいて記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割り当てられる当社の株式数は、当社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
- 6 役職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

社外役員の状況

当社は、取締役12名のうち4名を社外取締役、監査役3名のうち2名を社外監査役とする予定です。各社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割は、以下のとおりです。

氏名	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
森田 宏之 (社外取締役)	森田宏之氏は、本株式移転により当社株式139株が割り当てられ、これを所有する予定ですが、それ以外の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	森田宏之氏は、新日本製鐵株式会社出身であり、日鉄ソリューションズ株式会社の代表取締役社長等要職を歴任し、企業経営における豊富な経験に裏打ちされた高い見識、人格及び倫理観を有しております。また、金融、産業・流通等ソリューション事業や財務、会計経験などコーポレートガバナンス領域含め、幅広い分野に精通しております。同氏には、豊富な経験を活かし、社外の視点から当社の経営の合理性・透明性を高めるとともに、取締役会の監督機能強化への貢献を期待しております。また、今後も当社経営への適切な助言及び業務執行の適切な監督をしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
植村 明 (社外取締役)	人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	植村明氏は、株式会社日立ソリューションズ出身で、長年通信・産業システム部門を担当され、専門的な高い知識を有し、また金融ソリューションシステム会社の代表取締役社長を務められ、企業経営者としての幅広い経験と高い見識、高い倫理観を有しております。同氏には、取締役会にて当社経営への適切な助言及び業務執行の適切な監督をしていただくこと、また当社の通信・金融ソリューションシステムに関する専門的な助言をしていただけることが期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
秋田 一郎 (社外取締役)	人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	秋田一郎氏は、都議会議員として培われました豊富な経験に基づく高い見識を有しており、これらの見識に基づき当社の経営全般への客観的観点から有用な助言及び経営に対する監視・監督の役割を適切に果たしていただけることが期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
木村 ひろみ (社外取締役)	木村ひろみ氏は、本株式移転により当社株式300株が割り当てられ、これを所有する予定ですが、それ以外の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	木村ひろみ氏は、長年にわたり情報サービス業界に携わり、同業界の豊富な知見を有しております。また企業経営の経験もあることから、その豊富な知見、経営経験を活かして、当社の会社運営上の意思決定や取締役の職務執行に対する監視・監督の役割を適切に果たしていただけることが期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
工藤 克彦 (社外監査役)	人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	工藤克彦氏は、三井住友信託銀行株式会社においてシステム企画を担当され、専門的な高い知識を有し、また関連会社の取締役社長や、IT企業の取締役（監査等委員）を経験するなど企業経営者としての幅広い経験と高い見識、高い倫理観を有しております。取締役会及び監査役会において、経営に対し、専門的な経験に基づき適切な助言とともに実効性の高い監査を監査体制に活かしていただけることを期待しております。以上から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できる人物と判断し、社外監査役候補者といたしました。
廣瀬 利彦 (社外監査役)	人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	廣瀬利彦氏は、R & Dの事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、また企業経営に関する経験と幅広い見識を有しており、当社の経営意思決定の適正性・妥当性の観点から監査を行っていただけることを期待しております。以上から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できる人物であると判断し、社外監査役候補者といたしました。

ア 社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針の内容

当社は新設会社であり、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準は定めておりませんが、当社の完全子会社となるTSS及びR&Dでは、社外役員を選任するための独立性に関する基準を定めており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないよう独立性の確保を重視しております。

当社においても同様の考え方で社外取締役及び社外監査役を選任する予定であり、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえ独立役員を選任・確保していく方針としております。

イ 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する考え方

社外取締役の4名及び社外監査役の2名は、いずれも一般株主と利益相反のおそれがなく、かつ、専門知識・経験を有することから、独立した立場から客観性・中立性を確保しつつ、経営を監督あるいは監視する機能を十分に発揮できるものと認識しております。また、社外取締役及び社外監査役がそれぞれ複数名選任されることで、発言しやすい環境が整備され、その役割・責務を十分に果たすことができる体制であると考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会及び監査役会へ出席し、専門的な知識・経験等の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、助言を行う予定です。

監査役と内部監査担当者と会計監査人は、それぞれの監査計画、監査結果を報告し情報共有を図る予定です。また、会計監査人による監査報告会及び内部統制評価等を通じて情報交換を行い、監査の有効性と効率性の向上を図る予定です。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。当社の完全子会社となるTSS及びR&Dにつきましては、以下のとおりです。

ア TSS

イ 監査役会の構成

TSSは監査役会設置会社であり、本届出書提出日現在、監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の3名によって構成されております。

役職	氏名	経歴等
常勤監査役	田邊 直樹	TSSの取締役管理本部長を務め、管理部門を牽引し、その豊富な経験からTSSの経営・管理全般、内部統制、リスク管理、コンプライアンスへの対応を含めたコーポレート・ガバナンスの強化・運営等に対する豊富な経験を有しております。
社外監査役	兵働 広記	BIPROGY株式会社の出身で、長年社会・公共インフラ部門を担当されており、また経営企画部門を経て企業経営に携わるなど、豊富な経験、高い見識・倫理観を有しております。BIPROGY株式会社の出身で、長年社会・公共インフラ部門を担当されており、また経営企画部門を経て企業経営に携わるなど、豊富な経験、高い見識・倫理観を有しております。
社外監査役	工藤 克彦	三井住友信託銀行株式会社においてシステム企画を担当され、専門的な高い知識を有し、また関連会社の取締役社長や、IT企業の取締役（監査等委員）を経験するなど企業経営者としての幅広い経験と高い見識、高い倫理観を有しております。

ロ．監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

監査役会は、取締役会開催日に開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。最近事業年度における個々の監査役の監査役会及び取締役会への出席状況は次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数	
		監査役会	取締役会
常勤監査役	田邊 直樹	100%（19回 / 19回）	100%（18回 / 18回）
社外監査役	木之下 圭	95%（18回 / 19回）	94%（17回 / 18回）
社外監査役	兵働 広記	100%（19回 / 19回）	100%（18回 / 18回）

ハ．監査役及び監査役会の活動状況

ア 監査役会の活動状況

最近事業年度においては、監査役会において監査の方針・重点監査事項及び監査業務の分担を決定し、年間活動計画を定め、各領域に対する監査活動を行いました。

監査方針	<ul style="list-style-type: none"> ・法令・定款、その他の規範及び会社諸規則に準拠した取締役の職務遂行内容の把握に努め、経営の透明性を監視し検証する。 ・取締役会等重要な会議に出席し、経営判断の妥当性を監視し検証する。 ・平素より取締役及び使用人との意思の疎通を図り、情報の収集と監査環境の整備に努める。 ・会計監査人による監査の相当性判断に資するため、会計監査人との連携を深める。 ・内部監査担当との連携により、監査の効果と効率性を図る。 ・社会、経済状況の知識及び監査役監査の職務遂行に必要な情報収集と専門的な知識の取得に努める。
重点監査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度経営基本方針・業務計画の遂行状況、次期中期経営計画に向けた取組み状況 ・内部統制システムの整備・運用状況 ・法令改定及び社内制度改定に係る対応及び整備・運用状況 ・適正・的確・高度化した会社記述情報の適時開示状況 ・三現主義（現場・現物・現実）の観点から実地監査の重要性

b 監査役の活動状況

監査役は、監査役会が定めた年間監査計画及び職務分担に基づき、以下の主な活動内容に示す方法などにより監査を実施し、経営に対する監視・監査を行っております。

監査役の主な活動内容	分担	
	常勤	社外
取締役会への出席	○	○
重要会議への出席（経営会議、幹部会、中計推進委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、品質管理委員会、リスク評価検討会、セキュリティ委員会等）	○	
業務執行取締役、執行役員・事業部長等の幹部社員との面談の実施	○	○
代表取締役との意見交換会の実施	○	
社外取締役との意見交換会の実施	○	
開発現場プロジェクトへの往査の実施	○	○
会計監査人との報告会開催・意見交換、監査内容の検証、評価の実施	○	
内部監査担当との意見交換会の実施	○	-
稟議等重要な書類等の確認・精査	○	-
日次会計帳票の確認、重要な決算資料精査等の会計監査	○	-
適正な情報開示、伝達体制の監査	○	-
会社財産管理状況の精査	○	-
日本監査役協会の会合・セミナーへの参加等による社外情報収集	○	-

○印は担当を示し、○は部分的担当あるいは任意の担当を示しております。

c 常勤監査役及び社外監査役の活動状況

（常勤監査役）日常的に全般に亘り監査を実施するとともに重要な社内会議に出席するほか、稟議等の重要な書類の閲覧などを実施し、意思決定の過程及び業務の執行状況を厳格に監視し、必要に応じて取締役、社員、会計監査人、内部監査担当と情報交換を行うことによって、効率的な監査を実施しています。これらの職務執行状況を毎月監査役会に報告し、監査活動の適正性確保に努めております。

（社外監査役）取締役会、監査役会等の場において、専門的な知見に基づく意見を述べ、取締役との意見交換においても積極的な提言を行うことで、TSSの健全な経営に寄与しております。また、社外取締役3名とともに独立役員として意見交換会を実施しており、独立した客観的立場に基づく情報共有を行っており、連携すべき事項があった場合は、これらの情報を監査役会に報告し、経営課題等について代表取締役に提言を行うなど健全性確保に努めております。

二．監査役会の具体的な検討事項

監査役会における具体的な検討事項としては、年度の監査方針・監査計画・監査の方法の審議・決定、会計監査人の評価と再任適否、会計監査の相当性評価、多様化する様々なリスク要因に対する管理体制の状況等に関する事項であります。監査役会ではその結果確認された課題等について協議し、代表取締役・業務執行取締役・執行役員・事業部長との面談等を通じて意見具申や提言を行いました。

< 監査役会での主な決議事項・審議・協議事項 >

（決議）監査役会監査方針・計画の承認、監査役選任議案への同意、常勤監査役・監査役会議長の選任、監査役職務分担の承認、監査役監査基準の改訂、会計監査人の再任の適否の決定、監査報告書の確定

（審議）監査役月次活動状況報告と監査内容、取締役会等の運営状況や付議事項等の適法性及び決議事項の確認

（協議）会計監査人の監査方法及び結果の相当性の判断・評価、会計監査人の監査計画と監査報酬の適切性判断、会計監査人の監査上の主要な検討事項（KAM: Key Audit Matters）の検討、法定書類・開示書類等の記載内容の確認、内部通報事案等の情報共有と対応状況及び再発防止体制の確認、コンプライアンス・ビジネスリスク管理体制のあり方検証等

ホ．監査役会の実効性評価

監査役会としての実効性評価は2021年3月期より毎事業年度継続しており、監査役監査活動の実効性に関する自己評価として全監査役に対するアンケートを実施し、監査役監査及び監査役会運営の現状を正しく理解し、その際に認識した課題を踏まえた上で継続的な改善に取り組むため、監査役会の実効性を評価しております。なお、実効性評価を継続的に実施する中で形骸化しないよう適切な評価項目を毎年設定し、評価結果を受けた改善策を今後の活動に反映していくこととしております。評価項目は次の10項目となります。

- ・ 監査役会の運営の有効性
- ・ 監査役・監査役会の環境整備の有効性
- ・ 監査役・監査役会の機能の有効性
- ・ 取締役、取締役会対応の有効性
- ・ 内部統制構築・運用の監視、検証の有効性
- ・ コーポレートガバナンス・コードへの対応の有効性
- ・ 会計監査人監査の相当性判断の有効性
- ・ サステナビリティ課題への対応の有効性
- ・ リーガル・コンプライアンス体制の有効性
- ・ 監査役と社外取締役との連携に関する有効性

最近事業年度においては、年間監査計画に基づき中期経営計画を支える主要施策の取り組み状況の検証ならびに内部統制システム、各種マネジメント体制の構築・運用状況等を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からも職務執行状況及び事業運営の状況について報告・説明を受け、必要に応じて説明を求めてまいりました。ガバナンス改革やサステナビリティ等の非財務情報課題を含めた取り組みに対する監査を踏まえ、中長期の経営課題については2025年度からスタートする新中期経営計画の進捗状況確認等妥当性監査に向け監査役会・取締役会間での議論を重ね、更なる深堀を行うことが課題であると認識しています。これら実効性評価に係る評価結果を踏まえ、監査役会で議論・検証した結果、監査役会の実効性は確保されているとの結論に至りました。討議の中で認識された課題等についても対応策を決定し、より実効性のある監査役会運営に努めてまいります。

イ R & D

監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名及び非常勤監査役1名で実施しております。監査役は、毎月開催される取締役会及び監査役会に出席し、取締役の業務執行状況を確認し必要に応じて意見を述べております。また、常勤監査役は毎月の経営会議に出席し、案件項目が適正に討議、決議されているかを確認し、その状況を非常勤社外監査役と連携しております。さらに重要な会議に出席する他、必要に応じ直接担当部署等から業務状況を確認する等、広く情報収集や問題抽出に努めております。なお、監査役会は原則月1回開催しており、最近事業年度においては合計14回開催しております。個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	廣瀬 利彦	全14回中14回
社外監査役	品川 知久	全14回中14回
社外監査役	谷口 典彦	全14回中14回
監査役	石川 康夫	全14回中14回

監査役会における具体的な検討内容として、以下の項目について監査を行っております。

- ・ 経営会議等重要な会議の内容について
- ・ 年間監査計画、職務分担及び会計監査人の再任・解任、監査報酬同意について
- ・ 内部統制システムの整備・運用状況について
- ・ 財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について
- ・ 期末・四半期決算監査、有価証券報告書監査
- ・ 会社財産の保全について
- ・ 監査人監査年度計画について
- ・ サステナビリティ施策の進捗確認

また、常勤監査役の主な活動としては以下のとおりであります。

- (a) 経営執行責任者との対話
 - ・ R & D 代表取締役・取締役との意見交換
 - ・ R & D 企業グループ各社の代表取締役との意見交換
- (b) 重要な会議への出席
 - ・ 経営会議、予算進捗会議、中期経営計画策定会議、Q C D 会議等の重要会議に出席し、必要な意見を述べております。また、重要書類（会議の議事録、決裁書類、契約書等）の閲覧・確認を行っております。
- (c) 内部監査
 - ・ 内部監査部門からの内部監査計画説明、結果報告
- (d) 会計監査
 - ・ 会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告
 - ・ 会計監査人评价の実施
- (e) 事業所訪問
 - ・ 備置書類の整備状況確認及び事業活動が効率的かつ適正に行われているかの監視・検証

内部監査の状況

当社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。当社の完全子会社となる T S S 及び R & D につきましては、以下のとおりです。

ア T S S

イ．組織、人員及び手続き

経営の効率性、適法性、健全性の確保を目的に業務執行部門から独立した社長直属の内部監査担当を 2 名配置しております。

T S S における内部監査は、内部監査担当が内部監査規程及び監査計画に従い、業務全般にわたる監査を実施し、監査役及び監査役会に報告しております。内部監査担当は社長に内部監査報告書を提出し、その写しを常勤監査役及び監査対象部門に連携し、監査対象部門に対しては、必要に応じて指摘事項への回答その他問題点の是正を求め、実施状況を確認しております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び報告を内部監査担当で実施しております。内部監査の結果及び財務報告に係る内部統制の評価結果等については内部統制委員会及び取締役会に年 4 回の定期報告と年度総括報告を行っております。

ロ．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査担当は、監査役による効率的な監査の遂行に資するよう、内部監査報告書を都度常勤監査役に連携するほか、相互の監査計画、実績及びリスク認識を共有し、隔月で意見交換会を実施しております。

会計監査人とは、監査計画及び進捗状況の共有に加え、必要に応じて随時打ち合わせ、意見交換を実施しております。

ハ．内部監査の実効性を確保するための取り組み

上記に加え、コンプライアンス委員会、ビジネスリスク評価検討会、内部通報制度等の活動にも加わり、直接課題提起、改善提案を行うことで、内部統制システム全般の向上に努めております。レポートラインについては、業務執行部門から独立し、社長及び取締役会の 2 つの報告経路を保持し、定期報告または必要に応じて随時報告を行っております。

イ R & D

代表取締役直轄の内部監査室を設置するとともに、監査責任者 1 名（内部監査室長）を任命し、監査役及び会計監査人との連携のもと、全部門を対象に内部監査を計画的に実施しております。R & D における内部監査は、内部監査室が内部監査規程に基づき、各事業部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告されるとともに、被監査部門に対する具体的な助言・勧告を行い、改善状況を確認する等、実効性の高い内部監査を実施しております。

また、内部監査結果の概要及び是正状況については、毎年期末月である 3 月開催の取締役会にて報告及び意見交換しており、取締役会には全監査役が出席しております。

会計監査の状況

当社は新設する会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任する予定です。

監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定であります。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については取締役については取締役会にて決定し、監査役については、監査役会の協議により決定するものとする予定であります。

なお、当社の設立の日から2027年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の総額は、取締役については年額500百万円以内（但し、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内）とし、監査役については年額50百万円以内とする旨を定款（附則）に定める予定であります。

また、上記の譲渡制限付株式に関する報酬等については以下のとおり定款（附則）に定める予定であります。

- ・対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。
- ・なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(1)ないし(4)の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。
- ・また、対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。
- ・ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(1) 譲渡制限付株式には、譲渡制限付株式 型と譲渡制限付株式 型の2種類があるものとし、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、その種類に応じて以下に定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。
・譲渡制限付株式 型：20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間
・譲渡制限付株式 型：3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間

(2) 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の株式の保有状況については、両社の有価証券報告書(TSSにおいては2025年6月24日提出、R&Dにおいては2025年6月25日提出)をご参照ください。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、両社の有価証券報告書（T S Sにおいては2025年6月24日提出、R & Dにおいては2025年6月25日提出）及び半期報告書（T S Sにおいては2025年11月14日提出、R & Dにおいては2025年11月13日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	4月1日から3月31日まで。
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	1. 当会社の公告は、電子公告により行う。 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】**1【提出会社の親会社等の情報】**

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】**第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】****(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】****【有価証券報告書及びその添付書類】**T S S

事業年度 第54期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月24日関東財務局長に提出

R & D

事業年度 第55期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月25日関東財務局長に提出

【半期報告書】T S S

事業年度 第55期期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月14日関東財務局長に提出

R & D

事業年度 第56期期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月13日関東財務局長に提出

【臨時報告書】T S S

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
2025年6月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
2025年11月14日関東財務局長に提出

R & D

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
2025年6月25日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
2025年11月13日関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】T S S

株式会社東邦システムサイエンス 本店
（東京都文京区小石川一丁目12番14号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

R & D

株式会社ランドコンピュータ 本店
（東京都港区芝浦四丁目13番23号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる両社の2025年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

T S S

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
東邦システムサイエンス従業員持株会	東京都文京区小石川一丁目12番14号	1,538	8.87
UH Partners 3投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	1,282	7.40
UH Partners 2投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	1,264	7.29
BIPROGY株式会社	東京都江東区豊洲一丁目1番1号	877	5.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	754	4.35
日鉄ソリューションズ株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号	584	3.37
エヌオーアイ投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	429	2.48
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	368	2.12
富士通Japan株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5	351	2.02
渡邊 一彦	埼玉県飯能市	342	1.98
計		7,793	44.94

(注) 1 上記のほかT S S所有の自己株式3,457千株があります。

2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)141千株

R & D

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
福島 嘉章	東京都目黒区	2,073	11.55
田村 聡明	東京都渋谷区	1,679	9.36
有限会社三豊	東京都渋谷区神宮前六丁目5番6号	1,665	9.28
高際 伊都子	東京都目黒区	1,319	7.35
田村 嘉浩	東京都渋谷区	882	4.92
高梨 和也	千葉県野田市	869	4.84
田村 誠章	東京都目黒区	810	4.51
福島産業株式会社	東京都渋谷区神宮前六丁目5番6号	532	2.97
田村 秀雄	東京都渋谷区	529	2.95
ランドコンピュータ従業員持株会	東京都港区芝浦四丁目13番23号	330	1.84
計		10,692	59.56

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2026年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2026年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。